

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

平成22年12月27日

太宰府市監査委員 松下 功

太宰府市監査委員 武藤 哲志

## 記

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

建設経済部 都市整備課、建設産業課  
教育部 教務課、学校教育課、生涯学習課、文化財課、  
中央公民館、市民図書館  
農業委員会

#### 2 監査の対象となる期間

平成22年4月1日から平成22年8月31日まで

#### 3 監査の範囲

- (1) 主要な事務、予算の執行・契約・財産管理等の執行状況
- (2) 財産の管理運用、補助金・助成金の交付事務
- (3) 事務事業の外部委託について

#### 4 監査の期間

平成22年10月5日から平成22年12月15日まで

## 第2 監査の結果

今回の監査は、前記「監査の範囲」の事務が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかについて実施した。

関係課の説明及び書面による監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部検討及び改善を要する事項は次のとおりである。それぞれ必要な措置を講じられたい。

### 1 各課に関する事項

#### (1) 行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付手続について

次のような不適切な事務処理が見受けられたので、関係法令等に沿った適正な事務処理をされたい。

ア 「太宰府市公有財産規則」第29条では、行政財産の目的外使用の許可期間を更新する際は、許可期間満了の日30日前までに使用継続許可申請書を提出して市長の許可を受けなければならないとなっているが、期限内に提出されていないものがあつた。

(都市整備課、生涯学習課、中央公民館)

イ 許可日が、使用許可期間の初日以前の日付になっていないものがあつた。

(都市整備課、生涯学習課)

ウ 使用(占有)期間が4月1日から1年以上の申請において、使用(占有)料の調定をその当該年度の初日である4月1日付で行っていないものがあつた。

(都市整備課、建設産業課、生涯学習課、文化財課、中央公民館)

#### (2) 普通財産貸付料について

「太宰府市公有財産規則」第37条第2項では、貸付料額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとなっているが、

東ヶ丘公民館用地貸付料については、端数処理されていなかった。

貸付料算定にあたっては、規則に沿った適正な事務処理をされたい。

(中央公民館)

### (3) 契約事務について

「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則」第2条第17号の規定では、1件500万円未満の工事については、教育委員会に対する委任事務となっているが、中央公民館駐車場補修工事（契約額500万円未満）における請書が、市長に提出されていた。

適正な事務処理をされたい。

(中央公民館)

## 2 共通事項

### (1) 出勤簿等の整理について

出勤簿等の整理については、年次休暇願簿の様式変更など、一定の改善が認められるが、次のような不適切な事務処理があった。

ア 年次休暇願簿の年次休暇累計日数（時間数）の計算誤りがあった。

イ 出勤簿と年次休暇願簿、週休日及び休日における勤務命令簿及び割振簿との記載不一致及び記載漏れがあった。

ウ 規定期間内に週休の振替を取得していないものがあった。

サービス管理は所属長の職務となっていることから、所属長は事務処理にあたっては条例、規則等に沿った適正な処理をされたい。

なお、総務課においては、所管課として全庁的な指導をされたい。